

大垣市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における既存建築物の倒壊等を防止して地震に強いまちづくりを進めるため、市内に所在する建築物等の耐震化促進事業を実施する者に対して市が事業に要する費用の一部若しくは全部を助成する場合に、当該事業者(以下「補助事業者」という。)に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、大垣市補助金等交付規則(昭和46年規則第21号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準建築物 昭和56年5月31日以前に着工された建築物(国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。)をいう。
- (2) 木造住宅 旧基準建築物である木造の一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの(以下「併用住宅」という。)を含む。)のうち、在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法によるものをいう。
- (3) マンション 旧基準建築物である共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの(次号に掲げる建築物を除く。)をいう。
- (4) 分譲マンション 旧基準建築物で、専有部分の大部分が人の居住の用に供する区分所有である共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (5) 特定建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第14条第1号に掲げる建築物であって、旧基準建築物であるものをいう。
- (6) 要安全確認計画記載建築物 耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定により計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(以下「通行障害既存耐震不適格建築物」という。)をいう。
- (7) 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修促進法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。

- (8) 緊急輸送道路沿道建築物 耐震改修促進法第14条第3号に掲げる建築物であって旧基準建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。)をいう。
- (9) 相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱(平成13年11月1日制定)に基づき、知事が登録した岐阜県木造住宅耐震相談士をいう。
- (10) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として、増築、修繕、模様替若しくは一部の除却をすることをいう。
- (11) 木造住宅除却工事 木造住宅(長屋及び共同住宅を除く。)の全てを除却することをいう。

(補助金交付対象事業及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び経費(以下「補助対象経費」という。)並びに補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、岐阜県及び市が行う他の補助金、貸付金、利子補給金等(岐阜県が実施する岐阜県住宅リフォームローン利子補給金を除く。)を活用する場合にあっては、重複している補助対象経費(市長が特に認めるものを除く。)を除く。

(補助金の交付の申請等)

第4条 補助事業者は、事業に着手する前に耐震診断事業にあっては耐震診断事業補助金交付申請書(第1号様式)により、特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定事業にあっては耐震改修等計画策定事業補助金交付申請書(第2号様式)により、耐震改修工事にあっては耐震改修工事補助金交付申請書(第3号様式)により、木造住宅除却工事にあっては木造住宅除却工事補助金交付申請書(第4号様式)により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その計画が本要綱に適合していることを認めたときは、補助金交付決定通知書(第5号様式)を速やかに補助事業者に交付する。
- 3 補助事業者は前項の交付を受けた後でなければ事業に着手することができない。

(実施計画の変更等)

第5条 補助事業者は、補助金交付決定後に、計画の内容を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、計画の変更の内容が本要綱に適合していると認めたときは、

補助金変更交付決定通知書(第7号様式)を、速やかに補助事業者に交付する。

- 3 補助事業者は、第4条第2項又は前項の規定による交付決定後に、計画を中止しようとするときは、実施計画中止届(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第6条 補助事業者は、事業が完了したときは、耐震診断事業にあっては耐震診断事業完了実績報告書(第9号様式)を、特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定事業にあっては耐震改修等計画策定事業完了実績報告書(第10号様式)を、耐震改修工事にあっては耐震改修工事完了実績報告書(第11号様式)を、木造住宅除却工事にあっては木造住宅除却工事完了実績報告書(第12号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第7条 市長は、前条の完了実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金確定通知書(第13号様式)により補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第8条 市長は、前条に規定する補助金額の確定後、補助金交付請求(第14号様式)による請求に基づき、補助金を交付する。

- 2 補助事業者は、木造住宅住宅耐震改修工事に係る補助金の全額を、当該工事について請負契約を締結した者に代理受領させることができる。この場合において、補助事業者は、前項の補助金交付請求書に、代理受領委任状(第15号様式)を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、補助金額の確定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付取消通知書(第16号様式)により通知し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 請求額等に誤りがあったとき。
- (2) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の行為があったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後に補助対象経費を支出したものに係る補助金について適用し、施行日前に補助対象経費を支出したものに係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象事業			補助対象経費	補助金の額
区分	対象建築物	要件		
建築物耐震診断事業	要安全確認計画記載建築物以外の旧基準建築物	(1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)の別添の指針(以下「指針」という。)に基づく耐震診断であること。 (2) 分譲マンションにあっては、対象建築物の管理組合又は管理組合法人が行う事業であること。 (3) 分譲マンション以外の建築物にあっては、対象建築物の所有者(特段の事由により所有者が耐震診断を実施できない場合には、市長が適当と認める者。(以下「所有者等」という。))が行う事業であること。 (4) 耐震診断の結果が専門機関等に諮られたものであること。(特定建築物に限る。)	補助対象事業に要する経費。 (1) 一戸建て住宅は、1 戸当たり 136,000 円を限度とする。 (2) 一戸建て住宅以外の建築物は、次に定める額に延べ面積を乗じて得た額を限度とする。ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は 1,570,000 円を限度として当該額に加算することができる。 ・床面積 1,000 m²以内の部分は、3,670 円/m²以内 ・床面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は、1,570 円/m²以内 ・床面積 2,000 m²を超える部分は、1,050 円/m²以内 (3) 消費税等を除く。	補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額以内で、1,000 円未満の端数を切り捨てた額

	要安全確認計画記載建築物（国の耐震対策緊急促進事業補助金を活用した場合に限る。）	(1) 指針に基づく耐震診断であること。 (2) 対象建築物の所有者等が行う事業であること。 (3) 耐震改修促進法施行規則第5条第1項第1号又は同項第2号に規定する者による耐震診断であること。 (4) 耐震診断の結果が専門機関等に諮られたものであること。	(1) 次に定める額に延べ面積を乗じて得た額を限度とする。 ・床面積 1,000 m²以内の部分は、3,670 円/m²以内 ・床面積 1,000 m²を超えて2,000 m²以内の部分は、1,570 円/m²以内 ・床面積 2,000 m²を超える部分は、1,050 円/m²以内 (2) 上記のほか、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、1,570,000 円を限度として加算することができる。 (3) 消費税等を除く。	補助対象経費から耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱（平成 25 年 5 月 29 日付け国住市第 54 号国土交通省住宅局長通知）第 3 号第 2 項第 2 号イに関する国の補助金の額を控除した額以内で、1,000 円未満の端数を切り捨てた額
--	---	--	---	--

特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定	特定建築物(要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物を除く。)及び緊急輸送道路沿道建築物	(1) 対象建築物の所有者等が行う事業であること。 (2) 指針に基づく耐震診断の結果、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準(平成18年国土交通省告示第185号。以下「安全基準」という。)に適合しない場合にあっては、当該基準に適合するための計画の策定であること。 (3) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士により策定される耐震化のための計画であること。 (4) 計画の結果について、専門機関等に諮られたものであること(建替えの場合を除く。)	(1) 次に定める額に延べ面積を乗じて得た額を限度とする。 ・床面積 1,000 m²以内 の部分は、3,110 円/m²以内 ・床面積 1,000 m²を超えて2,000 m²以内の部分は、1,330 円/m²以内 ・床面積 2,000 m²を超える部分は、890 円/m²以内 (2) 消費税等を除く。	補助対象経費に 9 分の 4 を乗じて得た額以内で、1,000 円未満の端数を切り捨てた額
	要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物			補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額以内で、1,000 円未満の端数を切り捨てた額

住宅耐震改修工事	木造住宅	(1) 対象建築物の所有者等が行う事業であること。 (2) 相談士が「木造住宅の耐震診断と補強方法」(以下「建防協マニュアル」という。)に基づき実施する耐震診断の結果、上部構造評点(以下「評点」という。)が1.0未満とされた木造住宅で、改修後の評点が1.0以上となる耐震改修工事又は評点が0.7未満とされた木造住宅で、改修後の評点が0.7以上となる耐震改修工事であること。 (3) 改修後の評点が0.7以上となる耐震改修工事の場合にあっては、地震時に転倒のおそれのある家具等について転倒防止対策を実施すること。 (4) 相談士が耐震改修に関する設計及び工事監理を実施する耐震改修工事であること。	(1) 1戸当たり1,200,000円を限度とする(改修設計・工事監理費用を含む。) (2) 消費税等を除く。	(1) 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内で、1,000円未満の端数を切り捨てた額及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額の合計額とする。 (2) 前号の規定にかかわらず、社会資本整備計画による基幹事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)により社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を受けられることができるもの(独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度(以下「利子補給制度」という。)を利用するものを除く。)については、前号に規定する補助金の額に、耐震改修工事費に5分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)又は575,000円のいずれか低い額を加えた額とする。 (3) 第1号の規定にかかわらず、社会資本整備計画による効果促進事業により社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を受けられること
----------	------	---	---	--

				ができるものについては、第 1 号に規定する補助金の額に、事業に要する費用に 1,000 分の 115 を乗じて得た額 (1,000 円未満の端数は切り捨てる。)又は 240,000 円のいずれか低い額を加えた額とする。 (4) 前 2 号の規定により補助金の額を算出する場合においては、補助対象経費の限度を定める規定は適用しない。 (5) 第 1 号の補助金の交付にあたっては、あらかじめ租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いて交付する。
	分譲マンション	(1) 対象建築物の管理組合又は管理組合法人が行う事業であること。 (2) 指針に基づく耐震診断の結果、安全基準に適合しない場合に、同基準に適合するための耐震改修工事であること。 (3) 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士が工事監理を実施する耐震改修工事であること。 (4) 耐震改修促進法第	(1) 床面積 1 m²当たり 51,700 円を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は、床面積 1 m²当たり 86,400 円を限度とする。 (2) 消費税等を除く。	補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額以内とし、1,000 円未満の端数は切り捨てた額。

		17条第3項の規定による建築物の耐震改修の計画の認定を受けた耐震改修工事であること。		
特定建築物等耐震改修工事	特定建築物 (緊急輸送道路沿道建築物及び要安全確認計画記載建築物を除く。)	(1) 対象建築物の所有者等が行う耐震改修工事であること。 (2) 指針に基づく耐震診断の結果、安全基準に適合しない場合で、当該基準に適合するために行う耐震改修工事であること。 (3) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士が工事監理を実施する耐震改修工事であること。 (4) 補強計画が専門機関等に諮られたものであること。	(1) 床面積1㎡当たり57,000円(マンションにあっては51,700円)を限度とする。 ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると市が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は、床面積1㎡当たり93,300円(マンションにあっては86,400円)を限度とする。 (2) 天井の耐震改修工事費、消費税等を除く。	補助対象経費に100分の23乗じて得た額以内で、1,000円未満の端数を切り捨てた額
	緊急輸送道路沿道建築物又は要安全確認計画記載建築物			補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内で、1,000円未満の端数を切り捨てた額

木造住宅除却工事	木造住宅 (長屋及び 共同住宅 を除く。)	(1) 対象建築物の所有者等が行う事業であること。 (2) 現に居住している木造住宅(長屋及び共同住宅を除く。)であること。 (3) 次のいずれかに該当する木造住宅の全てを除却する工事であること。 ア 相談士が建防協マニュアルに基づき実施する耐震診断の結果、評点が1.0未満であること。 イ 木造住宅の所有者等が「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について(技術的助言)」(令和6年1月30日付け国住市第40号)の別添「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を活用し、倒壊の危険性があると判断できること。	(1) 一戸当たり 2,609,000円を限度とする。 (2) 消費税等を除く。	補助対象経費に100分の23を乗じて得た額以内で、市街化区域内においては、600,000円を限度とし、市街化区域外においては、300,000円を限度とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額。
----------	--------------------------------	---	--	---

大垣市長 様

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

耐震診断事業補助金交付申請書

私は、耐震診断事業を実施するに当たり、補助金の交付を受けたいので、大垣市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり交付申請書を提出します。

1 事業の区分	(要安全確認計画記載建築物以外の建築物・要安全確認計画記載建築物) 建築物耐震診断事業		
2 建築物等の所在地	大垣市		
3 建築物等の用途			
4 建築物等の構造			
5 建築年次		7 延べ面積	m ²
6 階数		8 住宅部分の床面積	m ²
9 補助金の交付申請額	円		
10 耐震診断者	【7. 資格】 ()建築士()登録 第 号 ()耐震診断資格者 証明書番号 第 号 【4. 氏名】 【7. 建築士事務所名】 ()建築士事務所()知事登録 第 号 【5. 電話番号】		
11 実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
12 添付書類	① 委任状(代理者が申請手続きを行う場合) ② 所有者及び建築時期のわかるものの写し(納税義務者証明書等) ③ 依頼を予定する耐震診断者の資格を証する書類の写し ④ 耐震診断の対象建築物がわかる図面(付近見取図及び配置図を含む。) ⑤ 耐震診断費の「見積書」の写し ⑥ その他必要と認める書類		

注1 不要な箇所は、＝で抹消すること。
注2 欄内に書き表せない事項は、別紙に記載して添付すること。

年 月 日

大垣市長 様

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

耐震改修等計画策定事業補助金交付申請書

私は、耐震改修等計画策定事業を実施するに当たり、補助金の交付を受けたいので、大垣市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり交付申請書を提出します。

1 事業の区分	(特定建築物及び緊急輸送道路沿道建築物) (要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物) 耐震改修計画策定事業・建替え計画策定事業		
2 建築物等の所在地	大垣市		
3 建築物等の用途			
4 建築物等の構造			
5 建築年次		7 延べ面積	m ²
6 階数		8 耐震診断の結果	
9 補助金の交付申請額	円		
10 設計者	【7. 資格】 ()建築士()登録 第 号 ()耐震診断資格者 証明書番号 第 号 【イ. 氏名】 【ウ. 建築士事務所名】 ()建築士事務所()知事登録 第 号 【エ. 電話番号】		
11 実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
12 添付書類	① 委任状(代理者が申請手続きを行う場合) ② 所有者及び建築時期のわかるものの写し(納税義務者証明書等) ③ 「耐震診断結果報告書」の写し(耐震判定書を含む) ④ 設計者の「資格者証」の写し ⑤ 耐震改修等計画策定事業の内容がわかる図面 (付近見取図及び配置図を含む) ⑥ 耐震改修等計画策定費の「見積書」の写し ⑦ その他必要と認める書類		

注1 不要な箇所は、＝で抹消すること。
注2 欄内に書き表せない事項は、別紙に記載して添付すること。

大垣市長 様

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

耐震改修工事補助金交付申請書

私は、耐震改修工事を実施するに当たり、補助金の交付を受けたいので、大垣市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり交付申請書を提出します。

1 事業の区分	(木造住宅・分譲マンション)住宅耐震改修工事・ (特定建築物・緊急輸送道路沿道建築物・要安全確認計画記載建築物) 特定建築物等耐震改修工事		
2 建築物等の所在地	大垣市		
3 建築物等の用途		4 建築物等の構造	
5 建築年次		7 延べ面積	m ²
6 階数		8 住宅部分の床面積	m ²
9 補助金の交付申請額	円		
10 利子補給制度の利用	☐ 利用する ☐ 利用しない		
11 設計者・工事監理者	【7. 資格】 ()建築士()登録 第 号 ()耐震診断資格者 証明書番号 第 号 【4. 氏名】 【5. 建築士事務所名】 ()建築士事務所()知事登録 第 号 【6. 電話番号】		
12 耐震補強前の結果		13 耐震補強後の結果	
14 実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
15 添付書類	① 委任状(代理者が申請手続きを行う場合) ② 所有者及び建築時期のわかるものの写し(納税義務者証明書等) ③ 耐震改修工事前後の「耐震診断結果報告書」の写し(耐震判定書を含む。) ④ 設計者・工事監理者の「資格者証」の写し ⑤ 耐震改修工事の内容がわかる図面(付近見取図及び配置図を含む。) ⑥ 耐震改修工事費の「見積書」の写し (工事種別ごとに出来るだけ細かく表現し、一式計上は極力避けること。) ⑦ 現況調査状況写真(壁の仕様の耐震要素がわかるもの) ⑧ 家具の転倒防止対策に関する実施計画説明書(様式は、任意) ⑨ その他必要と認める書類		

(注意)

- 注 1 不要な箇所は、＝で抹消すること。
- 注 2 10 欄は、1 欄の事業の区分が木造住宅住宅耐震改修工事で、13 欄の評点が 1.0 以上の場合に限り記入すること。それ以外の場合は欄に斜線を引くこと。
- 注 3 添付書類③中の耐震判定書の写しは、特定建築物等耐震改修工事に限る。
- 注 4 添付書類⑦は、木造住宅の住宅耐震改修工事で現況を精密診断法により診断した場合に添付すること。
- 注 5 添付書類⑧は、木造住宅の住宅耐震改修工事で補強後評点が 0.7 以上～1.0 未満の場合に添付すること。
- 注 6 欄内に書き表せない事項は、別紙に記載して添付すること。

大垣市長 様

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

木造住宅除却工事補助金交付申請書

私は、木造住宅除却工事を実施するに当たり、補助金の交付を受けたいので、大垣市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり交付申請書を提出します。

1 事業の区分	木造住宅除却工事		
2 建築物等の所在地	大垣市		
3 住宅の種類	一戸建て住宅・併用住宅		
4 建築年次	(☐ 昭和56年6月以降の構造一体増築なし)		
5 階数		6 延べ面積	m ²
7 補助金の交付申請額	円		
8 耐震診断の方法	☐ (1)相談士が建防協マニュアルに基づき実施する木造住宅耐震診断 ☐ (2)旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票		
9 相談士	【ア.資格】 ()建築士()登録 第 号 岐阜県木造住宅耐震相談士 登録 第 号 【イ.氏名】 【ウ.建築士事務所名】 ()建築士事務所()知事登録 第 号 【エ.電話番号】		
10 工事施工者	氏名(法人名) 住所 電話番号		
11 実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
12 添付書類	① 委任状(代理者が申請手続きを行う場合) ② 所有者及び建築時期のわかるものの写し(納税義務者証明書等) ③ 木造住宅耐震診断の結果の写し又は、容易な耐震診断調査票の写し ④ 除却工事費の「見積書」の写し (工事種別ごとに出来るだけ細かく表現し、一式計上は極力避けること。) ⑤ 住宅の外観写真(複数の方向から撮影されたもので、2面以上) ⑥ 現に居住していることを証明できるもの(住民票等) ⑦ 工事施工者の建設業許可書又は解体工事業の登録の写し ⑧ その他必要と認める書類		

(注意)

注 1 不要な箇所は、＝で抹消すること。

注 2 8 欄は、該当する選択肢にチェックを記入すること。

注 3 9 欄は、8 欄で(1)の方法を選択した場合に記入すること。

注 4 添付書類③は、市が実施する「木造住宅耐震診断事業」の結果を添付するときは、「木造住宅耐震診断結果報告書」の表紙と総合結果の写しを添付すること。

様

大垣市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで提出のありました補助金交付申請書を審査しましたところ適当と認められるので、大垣市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 4 条第 2 項の規定により通知します。

1 事 業 の 区 分

2 補助金交付申請書提出日 年 月 日

3 建築物等の所在地 大垣市

4 建築物等の用途

5 建築物等の構造

6 交付決定額 円

7 そ の 他

※ 耐震改修工事については、工事中に担当職員の確認検査を受けてください。

※ 事業完了後、速やかに完了実績報告書を提出してください。

年 月 日

大垣市長 様

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

補助金変更交付申請書

次の事業の実施計画について次の事項を変更しますので、大垣市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり変更交付申請書を提出します。

1 事業の区分		
2 補助金交付決定番号		
3 補助金交付決定日	年 月 日	
4 建築物等の所在地	大垣市	
5 変更事項		
6 変更内容	変更前	
	変更後	
7 変更理由		
8 補助金交付決定額	円	
9 補助金変更交付申請額	円	
10 利子補給制度の利用	☐ 利用する ☐ 利用しない	

注 1 不要な箇所は、＝で抹消すること。
注 2 10 欄は、1 欄の事業の区分が木造住宅住宅耐震改修工事で、耐震改修後の評点が 1.0 以上の場合に限り記入すること。それ以外の場合は欄に斜線を引くこと。
注 3 欄内に書き表せない事項は、別紙に記載して添付すること。

様

大垣市長

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで提出のありました補助金変更交付申請書を審査したところ適当と認められるので、大垣市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

1 事 業 の 区 分

2 補助金変更交付申請書提出日 年 月 日

3 建 築 物 等 の 所 在 地 大垣市

4 建 築 物 等 の 用 途

5 建 築 物 等 の 構 造

6 変 更 前 の 交 付 決 定 額 円

7 変 更 後 の 交 付 決 定 額 円

8 そ の 他

※ 耐震改修工事については、工事中に担当職員の確認検査を受けてください。

※ 事業完了後、速やかに完了実績報告書を提出してください。

年 月 日

大垣市長

様

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号

実施計画中止届

年 月 日付けで申請した実施計画について、中止するため、大垣市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出します。

1 事 業 の 区 分

2 補助金交付(変更交付)申請書提出日

3 補助金交付(変更交付)決定番号

4 補助金交付(変更交付)決定年月日

5 建 築 物 等 の 所 在 地 大垣市

6 交 付 決 定 額 円

7 中 止 の 理 由

大垣市長 様

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

耐震診断事業完了実績報告書

耐震診断事業が完了しましたので、大垣市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業の区分			
2 補助金交付決定(変更交付)番号			
3 補助金交付決定(変更交付)年月日	年 月 日		
4 建築物等の所在地	大垣市		
5 建築物等の用途			
6 建築物等の構造			
7 建築年次		9 延べ面積	m ²
8 階数		10 住宅部分の床面積	m ²
11 補助金の交付決定額	円		
12 耐震診断事業に要した経費	円		
13 添付書類	① 委任状(代理者が申請手続きを行う場合) ② 「耐震診断結果報告書」の写し(専門機関等に諮られた場合は耐震判定書を含む。) ③ 耐震診断事業の「契約書」の写し ④ 耐震診断事業の「領収書」の写し ⑤ 補助金交付決定通知書の写し又は補助金変更交付決定通知書の写し ⑥ その他必要と認める書類		

注 1 不要な箇所は、＝で抹消すること。
注 2 添付書類⑤の補助金変更交付決定通知書の写しは、該当する場合のみ添付すること。
注 3 欄内に書き表せない事項は、別紙に記載して添付すること。

大垣市長 様

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

耐震改修等計画策定事業完了実績報告書

耐震改修等計画策定事業が完了しましたので、大垣市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業の区分			
2 補助金交付(変更交付)決定番号			
3 補助金交付(変更交付)決定年月日	年 月 日		
4 建築物等の所在地	大垣市		
5 建築物等の用途			
6 建築物等の構造		8 階 数	m ²
7 建築年次		9 延 べ 面 積	m ²
10 補助金の交付決定額	円		
11 計画策定事業に要した経費	円		
12 設 計 者	【7. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号 () 耐震診断資格者 証明書番号 第 号 【4. 氏名】 【9. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号 【5. 電話番号】		
13 計画策定前の耐震診断結果		14 計画策定後の耐震診断結果	
15 計画策定事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
16 添 付 書 類	① 委任状(代理者が完了手続きを行う場合) ② 補助金交付決定通知書又は補助金変更交付決定通知書の写し ③ 計画策定事業の「契約書」の写し ④ 計画策定事業の「領収書」の写し ⑤ 耐震改修設計前後の「耐震診断結果報告書」の写し(耐震判定書を含む) ⑥ 耐震改修等計画の内容がわかる図面(付近見取図、配置図、平面図、立面図等) ⑦ 耐震改修等計画工事費の「内訳書」の写し (工事種別ごとにできるだけ細かく表現し、一式形状は極力避けること) ⑧ その他必要と認める書類		

注 1 不要な箇所は、=で抹消すること。
注 2 添付書類②の補助金変更交付決定通知書の写しは、該当する場合のみ添付すること。
注 3 欄内に書き表せない事項は、別紙に記載して添付すること。

大垣市長 様

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

耐震改修工事完了実績報告書

耐震改修工事が完了しましたので、大垣市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業の区分			
2 補助金交付(変更交付)決定番号			
3 補助金交付(変更交付)決定年月日	年 月 日		
4 建築物等の所在地	大垣市		
5 建築物等の用途			
6 建築物等の構造			
7 建築年次		9 延べ面積	m ²
8 階数		10 住宅部分の床面積	m ²
11 補助金の交付決定額	円		
12 耐震改修工事に要した経費	円		
13 代理受領制度の利用	☐ 利用する ☐ 利用しない		
14 設計者・工事監理者	【ア.資格】 ()建築士()登録 第 号 岐阜県木造住宅耐震相談士 登録 第 号 【イ.氏名】 【ウ.建築士事務所名】 ()建築士事務所()知事登録 第 号 【エ.電話番号】		
15 耐震改修前の耐震診断結果		16 耐震改修後の耐震診断結果	
17 耐震改修工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
18 添付書類	① 委任状(代理者が完了手続きを行う場合) ② 補助金交付決定通知書又は補助金変更交付決定通知書の写し ③ 耐震改修工事の「契約書」の写し ④ 耐震改修工事の「領収書」の写し ⑤ 工事監理報告書 ⑥ 工事写真 (補強部位毎に、着工前、金物施工、改修施工、完成等) ⑦ その他必要と認める書類		

(注意)

- 注 1 不要な箇所は、＝で抹消すること。
- 注 2 13 欄は、1 欄の事業の区分が木造住宅住宅耐震改修工事である場合のみ記入すること。
それ以外の場合は欄に斜線を引くこと。
- 注 3 添付書類②の補助金変更交付決定通知書の写しは、該当する場合のみ添付すること。
- 注 4 欄内に書き表せない事項は、別紙に記載して添付すること。

年 月 日

大垣市長 様

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

木造住宅除却工事完了実績報告書

木造住宅除却工事が完了しましたので、大垣市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり報告します。

1 事 業 の 区 分	木造住宅除却工事
2 補助金交付(変更交付)決定番号	
3 補助金交付(変更交付)決定年月日	年 月 日
4 建 築 物 等 の 所 在 地	大垣市
5 補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
6 木造住宅除却工事に要した経費	円
7 工 事 施 工 者	氏名(法人名) 住所 電話番号
8 除 却 工 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
9 添 付 書 類	① 委任状(代理者が完了手続きを行う場合) ② 補助金交付決定通知書又は補助金変更交付決定通知書の写し ③ 木造住宅除却工事の「契約書」の写し ④ 木造住宅除却工事の「領収書」の写し ⑤ 工事完成写真(複数の方向から撮影されたもので、2方向以上) ⑥ その他必要と認める書類

注 1 不要な箇所は、＝で抹消すること。
注 2 添付書類②の補助金変更交付決定通知書の写しは、該当する場合のみ添付すること。
注 3 欄内に書き表せない事項は、別紙に記載して添付すること。

第 号
年 月 日

様

大垣市長

補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のありました次の事業の補助金については、大垣市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により次のとおり確定したので通知します。

- 1 事業の区分
- 2 補助金交付申請日 年 月 日
- 3 補助金の交付決定額 円
- 4 補助金の確定額 円
- 5 建築物等の所在地 大垣市
- 6 建築物等の用途
- 7 建築物等の構造
- 8 その他

年 月 日

大垣市長 様

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

印

補助金交付請求書

次の事業の補助金を大垣市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき請求します。

1 事業の区分			
2 補助金確定通知番号		3 通知年月日	年 月 日
4 補助金確定額	円		
5 建築物等の所在地	大垣市		
6 建築物等の用途			
7 建築物等の構造			

補助金受取方法(口座振込扱い)

振 込 先	振込先金融機関	預金種目
	(銀行) (農協) (本店) (金庫) (支店) (組合) (出張所)	1 普通 2 当座
	口座名義 フリガナ 漢字表記	口座番号

補助金振込に関する同意(申請者が複数名の場合のみ記入)

確定通知を受けた補助金について、その振込先を上記口座名義に一括振込することに同意します。
氏名 印

- <注> (1)振込口座は、申請者又は代理受領者名義の口座に限ります。
(2)申請者が法人の場合は、その法人名義となります。
(3)不要な箇所は、＝で抹消すること。
(4)代理受領させる場合は、代理受領委任状(第 15 号様式)を添付すること。

年 月 日

大垣市長 様

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

印

代理受領委任状

(木造住宅に係る住宅耐震改修工事)

私は、大垣市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、木造住宅の耐震改修工事に係る補助金全額の受領について、次の者に権限を委任します。

代理受領者

1 代理受領者と申請者の関係	木造住宅の住宅耐震改修工事について申請者と請負契約を締結した者
2 所在地又は住所	
3 名称又は氏名 (法人の場合:役職及び代表者氏名)	印

注 1 代理受領者が個人の場合、3 欄は氏名のみ記入してください。

受領する補助金の概要

1 事業の区分	木造住宅 住宅耐震改修工事
2 補助金交付(変更交付)決定番号	
3 補助金交付(変更交付)決定年月日	
4 建築物等の所在地	大垣市
5 補助金の交付確定額	円

様

大垣市長

補助金交付取消通知書

年 月 日付けで通知しました次の事業の補助金について、補助金の交付を取り消しましたので、大垣市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。また、既に補助金が交付されている場合は、期限内において速やかに返納してください。

- 1 事業の区分
- 2 建築物等の所在地 大垣市
- 3 建築物等の用途
- 4 建築物等の構造
- 5 補助金確定通知番号
- 6 補助金確定通知日 年 月 日
- 7 補助金の確定額 円
- 8 取消理由
- 9 返納金の額 円
- 10 返納期限 年 月 日
- 11 その他